

Ⅱ 総務企画班

- 1 災害対策
- 2 健康危機管理対策
- 3 職員勉強会



総務企画班概要

総務企画班の主な業務内容は、職員に対する人事・服務・給与事務、予算の執行、保健所使用料等の歳入、文書管理、庁舎の維持管理、財産・物品管理、保健医療計画の推進、災害対策、健康危機管理対策等の所内調整及び進行管理、保健所運営協議会及び地区地域医療対策会議の運営事務、職員勉強会の総括、保健統計、所内の情報化推進、公用車の管理に関すること等であり、宮古保健所の総括的役割を担っている。

総務企画班における月間・週間行事

行事名	実施期間	実施内容	対象
消防訓練	R4. 11. 30	1階環境検査室での火災発生を想定し、通報・消火・避難誘導・非常持出訓練を実施した。	所内職員のほか、食品衛生協会並びに来訪者。
宮古保健所運営協議会	R5. 2. 22	地域保健法第11条、沖縄県保健所運営協議会要綱に基づき、管内市村の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。	宮古保健所運営協議会委員(10名)

1 災害対策

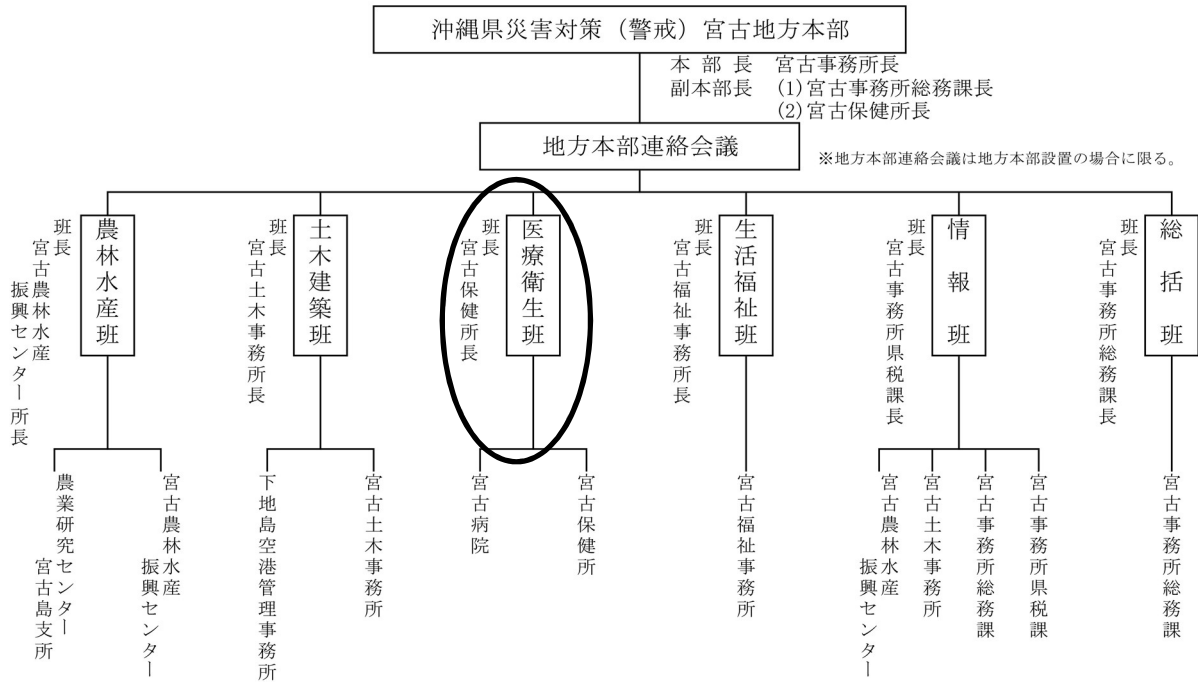
宮古保健所は、沖縄県災害対策宮古地方本部運営要綱に基づき、災害時に医療衛生班の事務を担うものとされている。このうち総務企画班は、所内災害対策の窓口として、県宮古事務所等との連絡調整並びに医療関係施設の被害調査などを行っている。

平成29年3月には「沖縄県災害医療マニュアル」が策定され、災害時において市町村及び医療関係機関等が実施すべき基本的事項を定めている。本マニュアルに基づき、宮古地域においても医療救護活動に関する助言及び調整等を行う地域災害医療コーディネーターを設置し、災害に対応するための体制を整備している。

また、災害時における被害情報の収集伝達訓練及び管内関係機関との意思疎通の円滑化を図る見地から、全日本トリアスロン宮古島大会において同大会実行委員会医療救護部に参加している（令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

下表は、沖縄県災害対策宮古地方本部運営要綱第2条に基づく宮古地方本部の構成機関図である。

沖縄県災害対策（警戒）宮古地方本部組織表



2 健康危機管理対策

健康危機管理とは、自然災害、犯罪、事故、テロなど不特定多数の健康被害の発生・拡大の際にとられる、公衆衛生の確保のための対応をいい、宮古保健所は、地域における健康危機管理の拠点として位置づけられている。宮古保健所は、本庁の危機管理体制と連携し、平時には監視業務等を通じて健康危機の発生を防止するとともに、所管区域内で健康危機管理を総合的に行うシステムを構築し、地域の保健医療資源を調整する役割が期待されている。

(1) 健康危機管理対策に関する会議

ア 宮古保健所管内健康危機管理対策連絡会議

(ア) 目的

平成 18 年度より、管内での健康危機発生時に各機関が連携し、迅速かつ適切な体制を確保することを目的に宮古保健所管内健康危機管理対策連絡会議を開催している。

(イ) 構成

管内医療機関、消防本部、警察署、管内市村、教育機関、地域関係団体

(ウ) 会議概要

令和 4 年度は開催なし（新型コロナウイルス感染症対応のため）。

イ 所内健康危機管理対策委員会連絡会議

平成 18 年度より、所内における健康危機管理を総合的、組織的、機動的に推進することを目的に宮古保健所内健康危機管理対策委員会を設置した。毎月 1 回開催し、健康危機管理に関する情報の共有、各班の対応事項の集約・調整等により明確化を行う。 ※令和 4 年度は 2 回のみ開催（新型コロナウイルス感染症対応のため）。

(2) その他取り組み状況

ア 健康危機管理対策事業の取り組み状況を年度末に本庁へ報告

イ 新型インフルエンザ等対策訓練の実施

※令和 4 年度は開催なし（新型コロナウイルス感染症対応のため）。

3 職員勉強会

各実施事業の成果報告や研修・会議等で得た情報等の共有により、保健所の専門的業務の内容・あり方等について確認を図っている。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と新型コロナウイルス対策業務に専念するため、中止している。